令和8年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和8年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

（1） 別途定める「令和8年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者

（2） 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

（3） 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

（1） 内容理解・取組実績	（20 点）
（2） 提案内容	（50 点）
（3） 支援体制	（20 点）
（4） 経費見積	（10 点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑を行う審査委員会を開催します。

（1） 日時、場所

令和9年1月 14 日（木） 午後1時 30 分～（予定）

場所未定（別途通知する）

※Zoom を使ったオンラインでのプレゼンテーション説明、質疑可能

（2） プレゼンテーション及び質疑

① プレゼンテーションの時間は1者 20 分とします。

② プレゼンテーションの開始時間は別途お知らせします。

③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

（1） 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーション及び質疑に対する審査を行います。

（2） 各審査委員は、プレゼンテーション及び質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

（3） すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。

（4） 審査の結果、最高点の者が2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

（5） 上記（3）、（4）にかかわらず、審査委員による採点の合計点数を審査委員数で除した点数が 60 点に満たない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
内容理解・取組実績	本県の「先導拠点校ごとの具体的計画」を十分理解し、各先導拠点校の方向性が示されている。あわせて、過去の同様の事業の取組実績が十分であるか。	20 点
提案内容	各先導拠点校において、「先導拠点校ごとの具体的計画」を踏まえ、さらに先進的事例を活用した 「①次期学習指導要領を見据えた現行の学習指導要領の教育課程編成表」 「②改革推進に向けたロードマップ（簡易版）」 が、根拠とともに明確に提案されているか。	50 点
支援体制	伴走支援を実施するうえでの組織・職員配置を示すとともに、伴走支援の方法や頻度が十分であり、教育課程編成表とロードマップ（実行計画書）の完成に向けた具体的なスケジュールが5W1Hとともに明確に示されているか。	20 点
経費見積	見積額が具体的かつ適正か	10 点